

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

訓令	五三
○職員の給料の決定の基準に関する規程の一部を改正する訓令	
告示	五三
○大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件	
○大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件二件	五三
○土地改良事業計画を変更することを適当と決定した件	五三
○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件	五三
公告	五三
○都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件	
○都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件	五四
福島県公安委員会	五四
○福島県公安委員会が認める交通誘導警備業務に係る路線及び区間を定める件	五四

訓令

福島県訓令第十五号

職員の給料の決定の基準に関する規程の一部を改正する訓令をここに定める。
令和七年十一月十八日

職員の給料の決定の基準に関する規程の一部を改正する訓令

職員の給料の決定の基準に関する規程（昭和四十二年福島県訓令第二十八号）の一部を次のように改正する。

福島県知事 内堀雅雄

本庁機関
出先機関
労働委員会事務局

第九条第三項中「初任給規則第三十六条に規定する」を「職員の給料の特別調整額に関する規程（昭和三十六年福島県訓令第二十九号）別表中給料の特別調整額の区分の欄が一種又は二種となる職にある」に改める。

附則

この訓令は、令和七年十一月十八日から施行する。

（人事課）

告示

福島県告示第七百六十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和七年十一月十八日から令和八年三月十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び矢吹町商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年十一月十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
クスのアオキ矢吹新町店 福島県西白河郡矢吹町新町百八十六番一ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
1 大規模小売店舗を設置する者
名称 株式会社クスのアオキ
代表者の氏名 代表取締役 青木 宏憲
住所 石川県白山市松本町二千五百十二番地
2 大規模小売店舗において小売業を行う者
名称 株式会社クスのアオキ
代表者の氏名 代表取締役 青木 宏憲
住所 石川県白山市松本町二千五百十二番地
- 三 大規模小売店舗の新設をする日
令和八年七月一日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千八百四十七平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
1 駐車場の位置及び収容台数
(一) 位置 別紙図面のとおり
(二) 収容台数 七十七台
2 駐輪場の位置及び収容台数

- (一) 位置 別紙図面のとおり
- (二) 収容台数 三十台
- 3 荷さばき施設的位置及び面積
- (一) 位置 別紙図面のとおり
- (二) 面積 百二平方メートル
- 4 廃棄物等の保管施設的位置及び容量
- (一) 位置 別紙図面のとおり
- (二) 容量 九・五七立方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- 開店時刻 午前九時
- 閉店時刻 翌午前零時
- 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- 午前八時三十分から翌午前零時三十分まで
- 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- (一) 数 二箇所
- (二) 位置 別紙図面のとおり
- 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
- 午前六時から午後十時まで
- 七 届出年月日
- 令和七年十月三十一日

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
(商業まちづくり課)

福島県告示第七百六十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年十一月十八日から同年十二月十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び白河市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年十一月十八日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
薬王堂白河桜岡店 福島県白河市大桜岡前百二十六番一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により白河市から聴取した意見の概要
意見なし
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第七百六十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年十一月十八日から同年十二月十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び中島村企画振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年十一月十八日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
薬王堂福島中島店 福島県西白河郡中島村大字二子塚字山神山十三番一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により中島村から聴取した意見の概要
意見なし
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第七百六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項で準用する同法第八条第一項の規定により、安達土地改良区が安達土地改良区維持管理事業に係る土地改良事業計画を変更することについて適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和七年十一月十八日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和七年十一月十九日から
同 年十二月八日まで
(二十日間)
- 三 縦覧の場所
二本松市役所

(農村計画課)

福島県告示第七百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和七年十一月十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡下郷町大字弥五島字和田居村四四三の一、四四四から四四九まで、四五〇の一、四五〇の二、四五一の一、四五一の二、四五二、四五三、四五五から四五七まで、四五九、四六〇、四六二から四六五まで、字小桑窪五六六から五六八七まで、字上ノ山四九七七、四九七八の二、四九七八の三、四九七八の五から四九七八の九まで、四九七八のイ、四九七八の二、四九七九から四九八七まで、五六〇五から五六一九まで、五六二〇の二、五六二〇のイ、五六二一から五六二七まで、五六二九

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、下郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡下郷町大字豊成字湯ノ口六五〇四、六五〇五、六五一九から六五二一まで、字頓平五七八七の一、五七九〇

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、下郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡下郷町大字小沼崎字三沢山乙一六五三の三（次の図に示す部分に限る。）・乙一六五五の二・乙一六五六の三・乙一六五八の三・乙一六五八の四・乙一六五九の三・乙一六六〇の三・乙一六六〇の四・乙一六七五の二から乙一六七五の四まで（以上十一筆国有林）、乙一六五三の一、乙一六五四のイ、乙一六五五の一（次の図に示す部分に限る。）、乙一六五六の一、乙一六五六の二、乙一六五七、

乙一六五八の一、乙一六五八の二、乙一六五九の一、乙一六五九の二、乙一六六〇の一、乙一六六〇の二、乙一六六一から乙一六六六まで、乙一六六七の一から乙一六六七の六まで、乙一六六七のロ、乙一六六七のハ、乙一六六八から乙一六七四まで、乙一六七五の一、乙一六七五の五から乙一六七五の一まで、乙一六七六から乙一六八三まで、乙一六八四の一、乙一六八四の二、乙一六八四のロ、乙一六八五から乙一六九四まで、乙一六九五の一から乙一六九五の四まで、乙一六九六から乙一六九八まで、乙一六九九の一、字松沢山乙一五九二

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は択伐による。

字三沢山乙一六六三から乙一六六六まで、乙一六六七の一から乙一六七七の六まで、乙一六七七のロ、乙一六七七のハ、乙一六七八から乙一六七四まで、乙一六七五の一（次の図に示す部分に限る。）、乙一六七六から乙一六八三まで、乙一六八四の一、乙一六八四の二、乙一六八四のロ、乙一六八五から乙一六九四まで、乙一六九五の一（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、下郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

四 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡下郷町大字大内字六石山一四四九の一五

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、下郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

五 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡下郷町大字高崎字石切沢山乙一三七三の一、乙一三七四の一、乙一三七六、乙一三七七、乙一三八七から乙一三九一まで、字梅ノ木沢山乙一三七〇から乙一三七二まで

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 次の森林については、主伐は択伐による。
字石切沢山乙一三七六、乙一三九一・字梅ノ木沢山乙一三七〇（以上二筆に
ついて次の図に示す部分に限る。）
(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、下郷町森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 六 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡下郷町大字新開字口沢乙二〇七、乙二〇九の二、乙二二〇の一から乙二
一〇の四まで、乙二二九、乙二三〇、乙二三二の一、乙二三二の二、乙二三二の三、
乙二三二の四、乙二二三三、乙二二三四、乙二二三五の一から乙二三五の三まで、乙二二
六から乙二三〇まで、乙二三一の一から乙二三一の四まで、乙二三四の一から乙二
三四の二まで
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 次の森林については、主伐は択伐による。
字口沢乙二三四の一（次の図に示す部分に限る。）
(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、下郷町森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 七 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡下郷町字豊成字高畑四二七五から四二七七まで、四二七八の一、四二七
八の二、四二七九から四二八九まで、四二九二、四二九三、四二九四の一、四二九
四の二、字奥田四二七七の一、字牧ノ上六七四七（次の図に示す部分に限る。）
字太平六七四八、字外高畑六七四九の一、六七四九の二
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、下郷町森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 八 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡下郷町大字高崎字川向甲二三一九、甲二三二〇、甲二三二〇の二、甲二
三二一、甲二二八六、甲二二八二四の一、字峠甲二二五六、甲二二五七、甲二二五九、
甲二二六〇、甲二二六三から甲二二六六まで、甲二二六七の一、甲二二六七の二、
甲二二六八から甲二二七一まで、甲二二七三から甲二二七七まで、甲二八〇六、甲
二八〇八、字薄窪甲二三二〇の一、甲二三一一、甲二三一四、甲二三一五、甲二三
一七、甲二三一八
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 次の森林については、主伐は択伐による。
字川向甲二三一九・甲二三二一・甲二二八二四の一・字峠甲二二六七の一・甲
二二六八・甲二二六九・甲二二七一・甲二二七四・字薄窪甲二三一五・甲二三
一七（以上十筆について次の図に示す部分に限る。）
字薄窪甲二三一八
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、下郷町森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 九 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡下郷町大字栄富字上ノ山丁九三七の一、丁九三九から丁九四一まで、丁
九五五の一、丁九五六から丁九五八まで、字新天丁八七の一、丁八八から丁九〇ま
で、丁九一の一から丁九一の三まで、丁九二
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 次の森林については、主伐は択伐による。
字上ノ山丁九三七の一・丁九三九・丁九五六・丁九五八・字新天丁八七の一・

- 丁九一の三（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
- (3) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、下郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間並びに樹種
- 次のとおりとする。
- 11 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
- 南会津郡下郷町大字高崎字後山甲一〇二〇、甲一〇二二、甲一〇二三、甲一〇二八から甲一〇四六まで、甲一〇四七の二、甲一〇四八から甲一〇五三まで、甲一〇五七から甲一〇六〇まで、甲一〇七〇の一、甲一〇七〇の四から甲一〇七〇の七まで、甲一〇七〇の一六、甲一〇七〇の一七、甲二七四八から甲二七五〇まで、甲二七五二から甲二七六七まで、甲二七六八の一、甲二七六八の五から甲二七六八の八まで、甲二七六八の一〇
- 2 保安林として指定された目的
- 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、下郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び下郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- (森林保全課)

公 告

公告第二百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により、郡山市から県中都市計画地区計画（安積町鶴垣地区計画）の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和七年十一月十八日

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

福島県知事 内 堀 雅 雄

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県中建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

公告第二百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、双葉町から双葉都市計画用途地域の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和七年十一月十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

福島県公安委員会

福島県公安委員会告示第101号

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条の表の6の項に規定する福島県公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる路線に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる区間において行うものとし、令和8年6月1日から施行する。

なお、福島県公安委員会が認める交通誘導警備業務に係る路線及び区間を定める件（平成27年福島県公安委員会告示第56号）は、令和8年5月31日限り、廃止する。

令和7年11月18日

福島県公安委員会委員長 山本真一

路 線	区 間
一般国道4号	福島県の全域
一般国道6号	福島県の全域
一般国道13号	福島県の全域
一般国道49号	福島県の全域
一般国道114号	福島県の全域
一般国道115号	福島県の全域
一般国道118号	福島県の全域
一般国道121号	福島県の全域
一般国道252号	福島県の全域
一般国道288号	福島県の全域
一般国道289号	福島県の全域
一般国道294号	福島県の全域
一般国道349号	福島県の全域
一般国道399号	福島県の全域（ただし、福島市飯坂町茂庭134林班い小班から福島市飯坂町茂庭134林班つ小班までの間を除く。）
一般国道459号	福島県の全域（ただし、喜多方市山都町及び耶麻郡西会津町を除く。）
県道福島飯坂線	福島県の全域
県道日立いわき線	福島県の全域
県道原町川俣線	福島県の全域
県道いわき石川線	福島県の全域
県道小名浜四倉線	福島県の全域
県道郡山停車場線	福島県の全域
県道いわき上三坂小野線	福島県の全域

県道小名浜平線	福島県の全域
県道常磐勿来線	福島県の全域
県道郡山大越線	福島県の全域
県道会津若松裏磐梯線	福島県会津若松市の全域
県道小名浜小野線	福島県いわき市小名浜下神白字林崎27番3地先から福島県いわき市常磐下船尾町古内289番8地先まで
県道河内郡山線	福島県の全域
県道荒井郡山線	福島県の全域
県道須賀川二本松線	福島県の全域
県道相馬新地線	福島県の全域

(生活安全企画課)